

豊田市

新型コロナウイルス環境整備事業補助金

新しい生活様式が求められる商業環境の整備に対し、感染防止対策に必要な経費を補助することで、市民が安心して過ごすことができるまちづくりを推進します。

○申請受付の期間

令和3年5月6日(木)

～令和3年9月30日(木)

(令和3年4月1日から9月30日の間に補助対象経費となる機器等の設置及びその費用の支払いが完了しているものが対象。)

○補助金の対象となる者

以下のいずれかの団体の会員

- ・豊田商工会議所
- ・市内商工会
- ・豊田市飲食業組合
- ・豊田ホテル旅館組合又は足助旅館組合

○補助金額

最大20万円(1事業者(1会員)あたり1回限り) ※補助率80%

○補助金の対象となる事業

市内の事業所における対面サービス(専ら従業員向けでないものに限る)に対して実施した次の事業

- ① 飛沫防止対策事業
- ② 室内換気対策事業
- ③ 除菌・防菌対策事業
- ④ その他の感染防止に効果があると認められる対策事業

※備品購入費、委託費、工事費、消耗品費が補助対象となります。

(消毒液やマスク等一部の消耗品及び消費税及び地方消費税相当分は除く)

※補助事業・対象経費の一例については裏面をご参照ください

手続きの流れ

申請者

1.申請書類の提出

※自身が加入している団体へ提出

・豊田商工会議所
・市内商工会
・豊田市飲食業組合
・豊田ホテル旅館組合
・足助旅館組合
※書類の確認を行います。

2.申請書類の送付

豊田市

3.交付決定通知書の郵送(申請から2～3週間程度が目安)

4.補助金の振込(申請から1か月程が目安)

○ 補助金対象【例】

① 飛沫防止対策事業	飛沫防止シートの設置	② 室内換気対策事業	換気扇の設置
	アクリル板の設置		窓設置工事
	つい立、仕切りなどの設置 等		換気機能付きエアコンの設置 等
③ 除菌・防菌対策事業	空気清浄機	④ その他対策事業	非接触型検温器
	消毒用ポンプスタンド		抗原検査キット
	消毒液散布機器 等		予約受付用機器の導入 等

※申請前に必ず「補助事業・対象経費一覧」で補助対象となるかご確認ください。

× 補助金対象外【例】

一部の消耗品

消毒液、マスク、ビニール・ゴム手袋、防護服・フェイスシールド、おしぼり 等

その他

市外の事業所で実施したもの、対面サービスでないもの(専ら従業員向け)に対して実施したものの対象期間(4/1～9/30)外に実施したもの、振込手数料、消費税及び地方消費税相当分 等

○ 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書(※市指定様式)
- 補助対象経費明細書(※市指定様式)
- 補助対象経費の支払いを証する書類(領収書等)
- 事業実施状況が確認できる書類(施工後の写真等)
- 「補助事業・対象経費一覧」に記載の必要書類
- 請求書(※市指定様式)
- 通帳の表紙及び次ページのコピー
- 「新型コロナウイルス環境整備事業補助金」申請チェックシート

補助事業・対象経費一覧



豊田市ホームページ



【お問合せ先】

豊田市役所 商業観光課

電話:0565-34-6642 FAX:0565-35-4317

Eメール:shoukan@city.toyota.aichi.jp